

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。
ご契約後に引受保険会社から確認の連絡をすることがあります。
- ご契約後、次のことが生じる場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと保険期間の途中でであってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
 - ・保険の対象の保管場所・設置場所を変更した場合
 - ・保険の対象（品目・品質・型式・数量等）を変更した場合
 - ・保険の対象の収容方法、収容場所の構造・用法を変更した場合
- 保険の対象を譲渡したり、保険契約者の住所・連絡先等申込書記載内容に変更が発生した場合は遅滞なくご連絡ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、個人等といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償がされますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- 保険金請求時はお手元に保険証券をご用意のうえお電話ください。

お問合わせ先

【取扱代理店】 株式会社 アイテックリース
TEL 03-5456-4760 FAX 03-5456-4761
[受付時間：平日9時～17時]

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 公務部 営業第二課
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9985 FAX 03-6734-9612
[受付時間：平日9時～17時]

事故が発生した場合は、ご連絡ください。（修理業者の手配はいたしません）

★万一事故が発生したときは、遅滞なく下記までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター
TEL 0120-985-024（無料）

IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

[受付時間：24時間365日] ※おかけ間違いにご注意ください。

■取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

動産総合保険
(共同受信施設特約セット)
テレビ共同受信施設（一式）
のご案内



取扱代理店 株式会社 アイテックリース
引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

動産総合保険（共同受信施設特約セット） テレビ共同受信施設（一式）

保険の内容

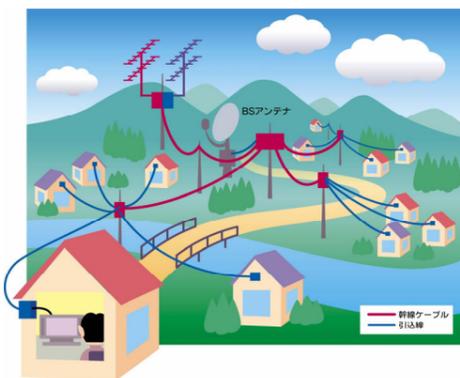
この保険はテレビ共同受信施設が落雷、火災、盗難等の偶然な事故により損害を被った場合にその修理および交換費用等を補償するものです。お支払いする保険金は、保険という商品の性質上、普通保険約款・特約集に基づきません。かかった修理代金の全額を保険金でまかなえないケース※もございますので、ご理解いただきました上でご加入ください。※支障木の伐採や雪かきの費用はお支払いできません。また損害の原因調査・仮復旧・代替品のレンタル・点検、試運転費用、割増しの人件費などは、火災・落雷・破裂・爆発による事故に限ります。（修理付帯費用保険金補償特約がセットされております。）

保険の対象

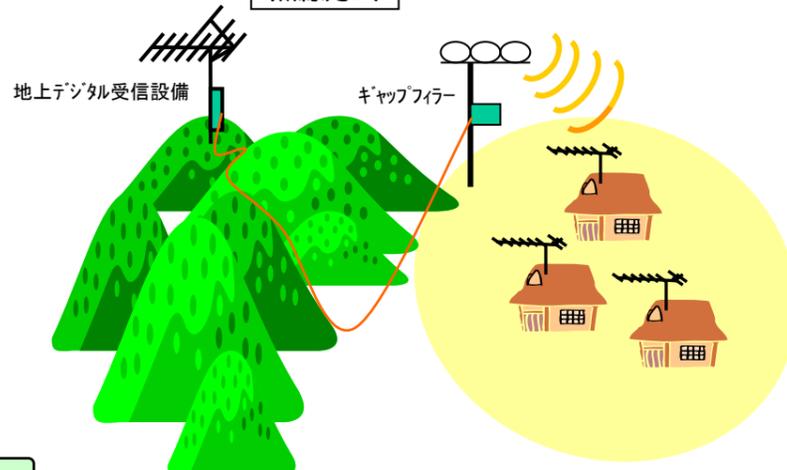
テレビ共同受信施設一式（受信アンテナから各受信者ごとの保安器またはV-ONUとその電源部までの部分で伝送線、増幅器、分配器、分岐器、整合器、電柱等を含みます。テレビ共同受信施設設置工事費を含みます。）を対象とします。

（保険金額は、再調達価額にて設定いただきます。）

有線方式



無線方式



保険金をお支払いする場合

テレビ共同受信施設が落雷、破損、盗難、火災、風災、水災等の偶然な事故によって受けた損害についてお支払いします。

- 落雷によって機器・装置が破損、故障した。
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により生じた損害（水災危険補償）
- 火災によって受信施設が焼失した。
- 暴風、自動車の衝突などによりアンテナ、電柱が倒壊した。
- いたずらによりアンテナが破損、電線が切断された。 など

※ただし、事故の原因が第三者の行為である場合など、損害賠償責任を負う者が存在する場合、この者に対する損害賠償請求権を保全または行使いただく必要がございますのでご注意ください。（この場合に必要とした費用は、実費をお支払いします。）

保険金をお支払いできない主な場合

- 損害を受けたために臨時に発生する費用（臨時費用対象外特約） ●ヒューズのみ損害（管球類単独損害対象外特約）
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣による損害
- 自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち等その他類似の事由またはねずみ食い、虫食いなどによる損害
- 保険の対象の電気的・機械的事故による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害（これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます。）
- 保険の対象の欠陥による損害 ●加工着手後に生じた損害（ただし、自動セット特約の「加工中の限定危険補償特約」により、加工着手から加工終了までの間の損害に対しては、火災、落雷、破裂また爆発、風災等に限定して保険金をお支払いします。）
- 保険契約者、被保険者（補償の対象となる方）、保険金受取人の故意または重大な過失による損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性によって発生した損害 など

保険金額（ご契約金額）

保険の対象の取得時の請負金額（税込み）を基本に「※再調達価額」でご設定ください。免責金額（自己負担額）の設定はありません。

損害保険金は、ご契約いただいた保険価額（※再調達価額）と保険金額（ご契約金額）の割合で保険金額を限度としてお支払いします。保険金額を再調達価額より低く設定されますと、その割合に応じて保険金が削減されますのでご注意ください。また、再調達価額を超える保険金額を設定した場合、その超過分は、保険金をお支払いできません。

※再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額（テレビ共同受信施設設置工事費を含みます）をいいます。

お支払いする保険金

保険金額を限度としてテレビ共同受信施設の実際の損害額（共同受信施設特約により再調達価額）をお支払いします。（部品交換により保険の対象としての価額の増加を生じた増価額や修理に伴って生じた残存物の価額は修理費から差し引きます。）

$$\text{支払保険金} = \text{①損害保険金} + \text{②残存物取片づけ費用保険金} + \text{③損害防止費用} + \text{④権利保全行使費用}$$

①は、1回の事故ごとに、 $\frac{\text{損害の額} \times \text{保険金額}^{*1} (\text{ご契約金額})}{\text{保険価額} (\text{再調達価額})}$ <保険金額^{*1}限度>となります。

※1 保険金額が保険価額(再調達価額)を超える場合は保険価額(再調達価額)とします。

【損害保険金】

●保険の対象が修理可能な場合には、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費を損害の額とします。全損^{*2}の場合は、保険価額(再調達価額)を損害の額とします。

※2 損害の額が保険価額(再調達価額)を超える場合または保険の対象を積載している輸送用具の行方が60日間わからない場合などをいいます。

【保険金支払後の保険金額】

損害保険金のお支払額が、1回の事故につき、保険金額^{*3}に相当する額となった場合、その損害発生時にこのご契約は終了します。なお保険金額^{*3}と同額にならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

※3 保険金額が保険価額(再調達価額)を超える場合は保険価額(再調達価額)とします。

【残存物取片づけ費用保険金】

事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取り壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）に対して、損害保険金の10%を限度に実費をお支払いします。

【損害防止費用】

事故発生時に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対して、実費をお支払いします。ただし、損害保険金の額を差し引いた額が限度となります。

【権利保全行使費用】

事故発生時に、引受保険会社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用（引受保険会社の求める証拠および書類の提出に必要な費用等）について実費をお支払いします。

【臨時費用保険金について】

この保険では、臨時費用対象外特約が自動的にセットされているため、臨時費用保険金をお支払いいたしません。ただし、別に定める特約保険料を払い込みいただくことで、臨時費用保険金をお支払いする特約もご用意がございます。

保険料

●保険期間(ご契約期間)は1年間です。

●保険料率は、保険金額1,000円に対し、7.15円となります。

保険金額（請負金額（税込み））× 7.15 / 1,000 = 保険料（円）（円単位四捨五入10円単位となります）

$$\text{保険金額} \times \frac{7.15}{1,000} = \text{保険料 円}$$

*最低保険料 7,000円（保険金額100万円までの工事の場合は、7,000円となります。）

（注）保険料率は2020年6月1日現在のものであり、変更となる場合があります。

●セットされる特約

■共同受信施設特約（水災危険補償・地中危険補償）

主な自動セット特約

■温・湿度変化損害対象外特約

■擦損危険等対象外特約

■消耗品単独損害対象外特約

■吹込み・雨漏り損害限定補償特約

■管球類単独損害対象外特約

■修理付帯費用保険金補償特約

■自力救済行為等対象外特約

■臨時費用対象外特約

■国内のみ補償特約

■使用人の不誠実行為対象外特約

■地中・水中・空中危険対象外特約

■格落損害対象外特約

■1時間未満の電力停止等による損害対象外特約



ご契約前にお読みください。

動産総合保険（テレビ共同受信施設特約セット）

ご契約内容が、ご希望される内容と一致しているかご確認くださいシートとなります。ご契約前に、一通りお読みください。

お支払いする保険金は、保険という商品の性質上、普通保険約款・特約集に基づきます。かかった修理代金の全額を保険金でまかなえないケースもございますので、ご理解いただきました上でご加入ください。

ご不明な点、ご質問があれば、些細な事でも結構ですので、お電話ください。



- 補償内容について 偶然な事故によって受けた損害を補償いたします。
保険金をお支払いする主なもの：落雷、火災、暴風雨など
保険金をお支払いできない主なもの：故障、消耗劣化、地震など
- 保険対象について 受信アンテナから各受信者の保安器やV-ONUとその電源部までをお引受けいたします。宅内施設は対象外となります。
（工事によっては、特定箇所のみご契約いただいている場合もございます）
- 保険金額の設定 保険金額は税込の工事代金となります。対象施設工事代金100%未満の金額で、（かつ付保割合条件付実損支払特約なしで）契約をされた場合、支払保険金は、その割合に応じて減額されますのでご注意ください。逆に工事代金の100%超の金額で契約された場合、超過分の補償はされません。
- 保険対象の変更通知 世帯数の増減があり保安器の追加撤去など施設の追加撤去工事がありましたら、保険期間の途中でも保険金額の変更手続きが必要となります。その際は、ご連絡ください。
- 自動復元について 一回の事故で修理代金が保険金額を上回った場合、保険契約は事故日で終了いたします。保険金額を上回らない場合、支払い後保険金額が復元し、次の事故については、契約時の保険金額を限度にご請求いただけます。
- 免責金額について 保険金請求対象の項目※であればご請求いただければ、それに対する免責金額（自己負担額）はございません。
※ 支障木の伐採や雪かきの費用はお支払いできません。
また原因調査・仮復旧・代替品のレンタル・点検、試運転費用、割増しの人件費などは、お支払いできないケースがございます。（火災・落雷・爆発・破裂の事故の場合お支払い対象、それ以外は対象外）
- 他契約について 同種の保険を既に契約されている場合、保険料が無駄になることがあります。
- 事故の際について 事故の報告を「あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター」までご連絡ください。
- 重要事項のご説明について 他詳細につきましては、申込書にございます「重要事項のご説明」の『契約概要のご説明』と『注意喚起情報のご説明』をご覧ください。
こちらには、商品の仕組み、主な免責事由のほか、告知義務・通知義務等の記載がございます。

質問・疑問について

動産総合保険（テレビ共同受信施設特約セット）



全国の組合員さまよりお問合わせの多かったご質問と一般的な回答を掲載いたします。

■加入について

問1： 保険金額（※1）100万円くらいで保険契約したい。	答： 保険金額の自由設定はできません。 保険金額は、工事代金（税込）を基準に再調達価額（※2）にてご契約ください。
問2： 増幅器だけ保険契約したい。	答： 特定機器のみのお引受は行っておりません。 施設一式での加入をご検討ください。
問3： 保険金額をここまでかける必要はないんだけど…。	施設が全部壊れることは考えられない。 答： 付保条件付実損支払（※3）特約をご検討ください。 工事代金総額の80%~30%の間で支払限度額（※4）をお選びいただけます。（料率も変更となるので別途ご相談ください）
問4： 保険料の支払い方法は？	答： 「払込票払（コンビニ・ゆうちょ銀行払等）」または、「口座振替」いずれかよりお選びください。
問5： 毎年、組合員で集まり保険加入の話し合い。大変なので自動継続できませんか？	答： 自動継続は できません 。 長期契約をご検討ください。更新お手続きは3年~5年に一度となります。 また保険料も1年契約と比べ、おおよそ7%~14%ほど割安となります。
問6： 施設は減価償却する必要はありますか？	答： 時価額（※5）の引受ではありませんので、減価償却は不要です。

■補償内容について

問7： 地震は補償されないの？	答： 補償されません 。地震、噴火または、これらによる津波により生じた損害は補償対象外となります。
問8： 劣化は補償されないの？	答： 劣化や自然の消耗磨耗は、偶然な事故ではございませんので、補償対象外となります。 改修工事は 支払い対象外 となります。
問9： 故障は補償されないの？	答： 補償されません 。
問10： 事故の原因を調査するための費用は補償されないの？	答： 保険金の支払対象とならない事故、また火災、落雷、破裂、爆発 以外 の事故について、調査費用は支払い対象外となります。別に定める特約保険料を払い込みいただくことで支払保険金の30%（1回の事故につき300万円を限度）を上乗せしてお支払いする「臨時費用保険金」をお支払いする特約をご用意しておりますので、ぜひご確認ください。

■支払いについて

問11： 落雷事故は何回まで補償されますか？	答： 損害保険金の支払額が一事務で保険金額に相当する金額とならない限り、保険金額は減額されずに何度でもご請求いただけます。
問12： 事故のときの免責金額（自己負担）はいくらですか？	答： 免責金額（自己負担）はありません。

※1 保険金額：補償される損害が発生した場合に支払うべき保険金の限度額をいいます。

※2 再調達価額：保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額（テレビ共同受信施設設置工事費を含みます。）をいいます。

※3 実損支払：保険金額を再調達価額以下に設定しても保険金額を限度に実損害額について、保険金を支払うことをいいます。

※4 支払限度額：保険金が支払われる際、限度となる金額をいいます。

※5 時価額：経過年数、消耗分を考慮し価額を見直したものをいいます。

あいおいニッセイ同和損保

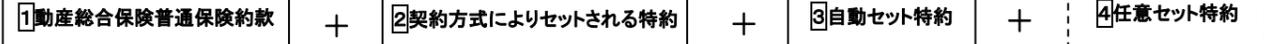
2020年10月以降保険始期用

動産総合保険

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

1. 商品のしくみ

動産総合保険は、普通保険約款に各種特約をセットしてご契約いただけます。ご契約時のお申出にかかわらず、契約条件および保険の対象に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)がございますのでご注意ください。



2. 補償内容

1 普通保険約款の補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	<p>偶然な事故によって保険の対象に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災・落雷・破裂・爆発 ・他物の落下・飛来・衝突 ・輸送用具の脱線・転覆・沈没・座礁 ・建物の崩壊 ・盗難 <p>など</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> $\text{損害の額}^{(注1)} \times \frac{\text{保険金額(ご契約金額)}^{(注2)}}{\text{保険価額(再調達価額)}^{(注1)}}$ <p>< 保険金額^(注2)限度 ></p> </div> <p>【損害の額】 保険価額(再調達価額)^(※1)によって定めます。損害が生じた保険の対象を修理することができるときには保険価額(再調達価額)^(※1)を限度とし、次の算式^(※2)によって算出した額とします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">修理費</div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額</div> </div> <div style="display: flex; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">(※1) 保険価額(再調達価額)</div> <div style="padding: 5px;">保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。</div> </div> <div style="display: flex; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">(※2) 次の算式</div> <div style="padding: 5px;">算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、引受保険会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。</div> </div> <p>(注1) 保険証券に免責金額の記載がある場合は、免責金額を差し引きます。ただし、全損^(注3)の場合および火災、落雷または破裂もしくは爆発による事故の場合は、差し引きません。</p> <p>(注2) 保険金額が保険価額(再調達価額)を超える場合は保険価額(再調達価額)とします。</p> <p>(注3) 損害の額が保険価額を超える場合または保険の対象を積載している輸送用具の行方が 60 日間わからない場合などをいいます。</p> <p>(*) 保険金額は保険価額(再調達価額)と同額で設定してください。保険価額(再調達価額)より低く設定すると、その割合に応じて保険金が削減されますのでご注意ください。また、保険価額(再調達価額)を超えて設定した場合、その超過分は、保険金をお支払いできません。</p> <p>【保険金支払後の保険金額】 損害保険金の支払額が、1回の事故につき、保険金額に相当する額となった場合、その保険金支払の原因となった損害の発生した時にご契約は終了します。保険金額に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。</p>	<p>① 保険契約者、被保険者(補償の対象となる方)またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害</p> <p>② ①に規定する者以外の者が保険金受取人である場合において、その受取人またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害</p> <p>③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害</p> <p>④ 差押え、収用、没収、破壊等公権力の行使による損害</p> <p>⑤ 保険の対象の欠陥による損害</p> <p>⑥ 自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害</p> <p>⑦ 加工着手後に発生した損害。ただし、自動セットされる「加工中の限定危険補償特約」により、加工着手から加工終了までの間の損害に対しては、火災、落雷、破裂または爆発、風災等に限定して、保険金をお支払いします。</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変による損害</p> <p>⑨ 地震、噴火、津波によって発生した損害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます)</p> <p>⑩ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性によって発生した損害</p> <p>⑪ 上記⑩以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって発生した損害またはこれらに随伴して発生した損害</p> <p>⑫ 台風・暴風雨・豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災による損害</p> <p>⑬ 電気的事故・機械的事故による損害</p> <p>⑭ 修理・清掃等の作業上の過失等による損害</p> <p>⑮ 詐欺・横領・紛失・置忘れによる損害</p> <p>など</p>

残存物取片づけ費用保険金	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用*に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。 ※取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。	実費 ただし、損害保険金の 10%に相当する額が限度となります。	
損害防止費用	事故発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対して、損害防止費用をお支払いします。	実費 ただし、保険金額から、損害保険金を差し引いた額が限度となります。(注)保険金額が保険価格(再調達価額)を超える場合は保険価格(再調達価額)とします。	
権利保全行使費用	事故発生時に、引受保険会社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用に対して、権利保全行使費用をお支払いします。	実費	

2契約方式により必要となる特約
 基本契約の補償内容に加え、各契約方式の場合に特約等がセットされ、次の項目が追加されます(記載のない事項は基本契約に準じます)。

契約方式	契約方式の内容	特約等
特定動産契約	個人または法人、個人事業主が所有する特定の動産を保険の対象とする契約方式で、所在場所不特定方式と所在場所特定方式があります。保険金額は、対象とする動産を特定し1個または1組ごとに設定します。	
所在場所不特定方式	所在場所を特定せず、日本国内または保険証券に記載された補償地域で補償します。	—

3自動セット特約の内容
 次の特約が自動的にセットされることにより、普通保険約款の補償内容(条件)が変更されます。

特約	特約の主な内容	
保険の対象を問わず適用される特約	1時間未満の電力停止等による損害対象外特約	電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、副産物および副資材等のみが損害を受けた場合には、その損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、停止または異常が1時間以上にわたった場合を除きます。
	温・湿度変化損害対象外特約	温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、その損害が、火災、落雷、破裂または爆発によって発生した場合を除きます。
	格落損害対象外特約	損傷が発生したことによって価値が低下したことによる損害については保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象が美術品または骨董品である場合には、保険金をお支払いします。
	加工中の限定危険補償特約	保険の対象の加工着手から加工終了までの間に火災、落雷、破裂または爆発、風災等によって発生した損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、その損害が加工または製造に直接起因している場合を除きます。
	管球類単独損害対象外特約	真空管、電球その他これらに類似の管球類に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
	航空運賃対象外特約	修理費に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用に対しては、保険金をお支払いできません。
	国内のみ補償特約	保険の対象が日本国内にある間に発生した事故による損害についてのみ、保険金をお支払いします。
	混入・目減り危険等対象外特約	汚染、異物の混入、純度の低下、固化、化学変化、品質の低下、目減りその他類似の事由に起因して発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
	擦損危険等対象外特約	かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げなどの単なる外形上の損傷に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
	使用人の不誠実行為対象外特約	保険契約者、被保険者または使用人等が関与した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任、恐喝等の不誠実行為による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
消耗品単独損害対象外特約	消耗品に単独に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。	
自力救済行為等対象外特約	被保険者もしくは被保険者の取引先および保険の対象の使用、管理を委託された者の倒産等に随伴して発生した、窃盗、強盗、差押え、没収、債権者およびその関係者による自力救済行為等に起因して保険の対象に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。	
脱毛危険対象外特約	保険の対象の脱毛による損害に対しては、保険金をお支払いできません。	
地中・水中・空中危険対象外特約	保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。	
吹込み・雨漏り損害限定補償特約	台風、旋風、暴風、竜巻などによる雨などの吹込みまたは雨漏りによって発生した損害に対しては、保険の対象を保管する建物またはその開口部が直接破損したために発生した場合に限り、保険金をお支払いします。	
万引き・品不足危険対象外特約	万引きその他保険証券に記載された保管場所に不法に侵入しなかった者によりなされた盗取による損害(ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます)、検品または梱卸しの際に見えられた数量の不足による損害(ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます)または、保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。	
冷凍・冷蔵・保温物特約	冷凍・冷蔵・保温装置または設備の破壊・変調・機能停止等による損害に対しても、保険金をお支払いできません。	

セットされる条件により必ずの特約	装飾品の単独損害対象外特約	保険の対象のうち、装飾品類に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
	テロ行為等対象外特約	直接であると間接であるとを問わず、テロ行為等(政治的、社会的、宗教的または思想的な主義・主張を有する組織もしくはこれと連携する者がその主義・主張を実現する目的によってなす暴力行為または破壊行為)によって発生した損害については、いかなる場合も保険金をお支払いできません。保険金額 10 億円以上の場合に必ずセットされます。
	臨時費用対象外特約	臨時費用保険金を補償対象外とする特約です。

4 主な任意セット特約の内容

次の特約をセットすることにより、補償内容(条件)を追加または削除することができます(別途保険料の払込みが必要な場合があります)。

(1) 補償される範囲を拡大する特約

特約	特約の主な内容
共同受信施設特約	共同受信施設の保険の対象の範囲、水災危険や地中危険の補償、保険価格を再調達価格での設定とすること等について定める特約です。

(2) 補償条件に関する特約

特約	特約の主な内容
実損払特約	前記2. 1 の「お支払いする保険金の額」の算式にかかわらず、損害の額から免責金額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。

(2020年8月承認)A20-102025